

建設技術審査証明事業 実施基準

1. 実施基準の目的

この実施基準は、建設技術審査証明協議会の会員（以下、「会員」という。）が行う建設技術審査証明事業において、当該事業を実施するにあたり必要な事項を定めることにより、審査、証明の透明性、公平性及び客観性の確保並びに社会的信頼性の維持を図るとともに、審査、証明した建設技術の普及活動の推進を目的として、建設技術審査証明協議会が定めるものである。

2. 事業の実施方針

会員が行う建設技術審査証明事業は、民間において自主的に研究・開発された建設技術について、建設事業への適正かつ円滑な導入を図ることを目的として、透明、公平かつ客観的に審査、証明等を実施するものとする。

3. 審査、証明等の受付

審査、証明等の受付は、審査、証明等を依頼しようとする者（以下、「依頼者」という。）より、依頼しようとする技術の開発の趣旨及び開発目標等を記した資料等の提出を受けて行うものとする。

4. 審査、証明の方法

- (1) 建設技術審査証明事業における審査、証明は、依頼者から依頼のあった技術の内容について、事実の審査を行い、その結果を客観的に証明するものとする。
- (2) 審査は、依頼者より提出された資料等を基に、受付審査と技術審査によって行うものとする。
- (3) 証明は、各会員の代表者が行うものとする。

5. 受付審査

- (1) 受付審査は、依頼された技術の内容等について、建設技術審査証明事業の対象としての適否を審査するものである。
- (2) 受付審査は、あらかじめ受付審査基準等の審査方法を定め、依頼者から提出された資料等を基に審査するものとする。
- (3) 受付審査は、「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」において受付審査の経験又は各会員の代表者が当該事業に対する十分な知識を有すると判断した複数の者による審査会等（以下、「審査会等」という。）を設置して審査するものとする。

6 . 技術審査

- (1) 技術審査は、各会員の代表者が当該技術の内容に対して権威ある学識経験者等と判断した複数の者による委員会等（以下、「委員会等」という。）を設置して審査するものとする。
- (2) 技術審査は、受付審査を経て受け付けた技術の内容について、委員会等が定める技術審査の基準に照らして、依頼者から提出された資料等を基に審査するものとする。

7 . 証明

証明は、各会員の代表者が技術審査を終了した案件について、その内容を記した証書(以下、「審査証明書」という。)を作成して交付するとともに、審査証明書の写し、委員会名簿、技術審査の結果の詳細及び技術資料を記した報告書を作成することにより行うものとする。

8 . 普及活動

会員は、技術審査が終了した案件に係わる報告書を関係機関へ配布するなどの普及活動に努めるものとする。

9 . 実施要領に定める事項

会員は、以下に示す事項について、その方法等を実施要領に明記するものとする。

- (1) 審査、証明等の対象技術
- (2) 依頼及び承諾の方法
 - ・ 依頼に必要な資料
 - ・ 依頼手続きの方法 等
- (3) 所要経費及びその納入方法等
- (4) 受付審査の方法
 - ・ 審査会等の設置及び構成員の選定方法
 - ・ 受付審査の基準
- (5) 技術審査の方法
 - ・ 委員会等の設置及び構成員の選定方法
 - ・ 技術審査の基準及び範囲の定め方
 - ・ 技術審査の期間 等
- (6) 技術審査の取り下げ等
- (7) 証明の方法
 - ・ 審査証明書の作成・交付及び報告書の作成
 - ・ 審査証明書の管理及び有効期限
 - ・ 審査証明書の取消し 等
- (8) 審査証明書の内容変更及び更新の方法
 - ・ 手続き方法、所要経費 等
- (9) 普及活動の方法
- (10) 審査章の取扱い方法

附則

本実施基準は平成13年1月10日より施行する。

附則

本実施基準は平成13年10月11日より施行する。